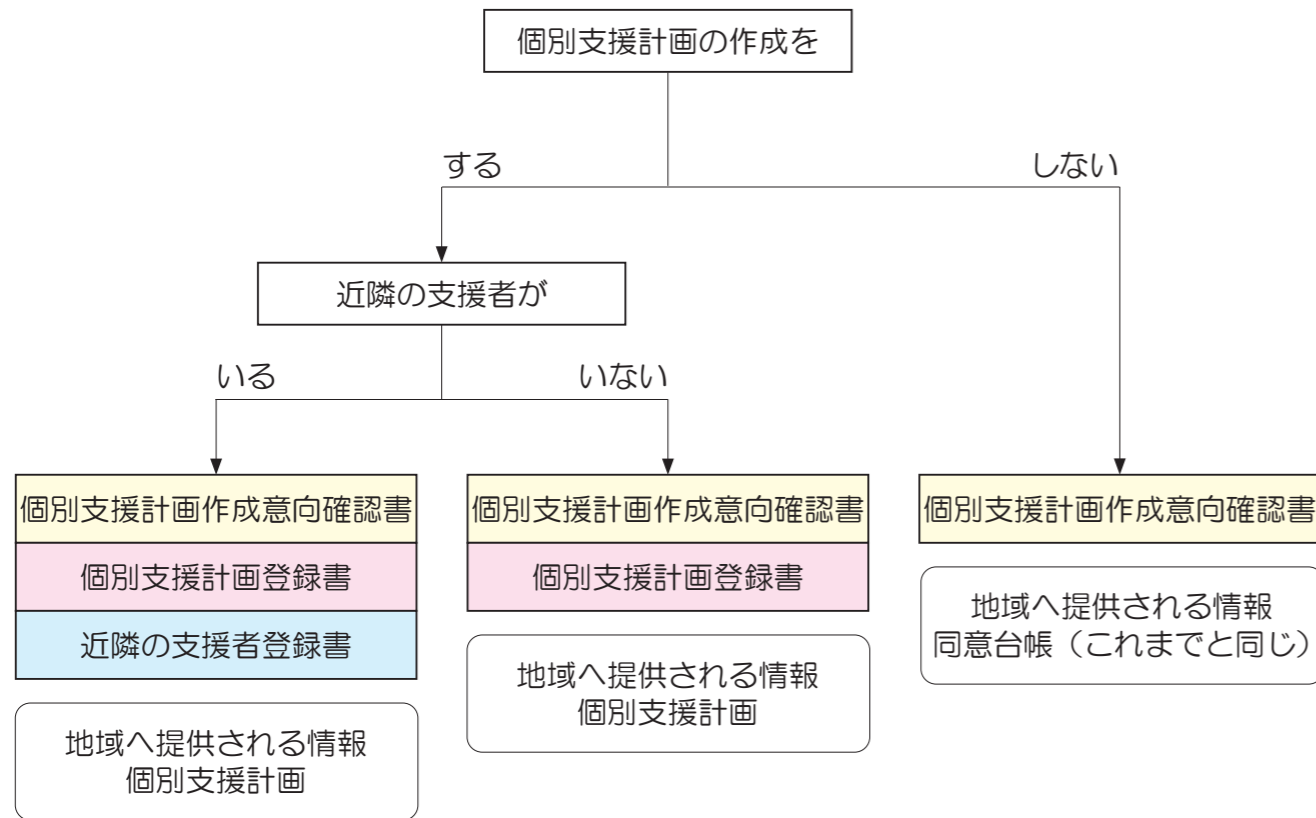


# Q&A

Q1 市への提出物を教えてください。

A1 次の図を参考に提出をお願いします。



Q2 自分で個別支援計画作成するのは難しいです。手伝ってくれる家族もいません。どうすればいいですか。

A2 市から福祉関係機関（担当ケアマネジャー等）に協力を要請しますので、「個別支援計画作成意向確認書」の下段「要請します」欄にチェックしてください。

Q3 提出した後、内容に変更があった場合はどうすれば良いですか。

A3 登録変更届をお送りしますので、市にご連絡をお願いします。

Q4 近隣の支援者は近くに住んでいる弟でも良いですか。

A4 同居者ではない方で災害時の避難支援が期待できるご近所の方であれば、弟さん（親族）でも問題ありません。

Q5 近隣の支援者として登録できる人がいません。

A5 今後、地域の方（地域の支援者等）と話し合い、協力いただける方が見つかった場合に、登録してください。現時点で近隣の支援者登録書は提出不要です。

和泉市役所

〒594-8501 和泉市府中町二丁目7番5号

（本件のお問合せ）

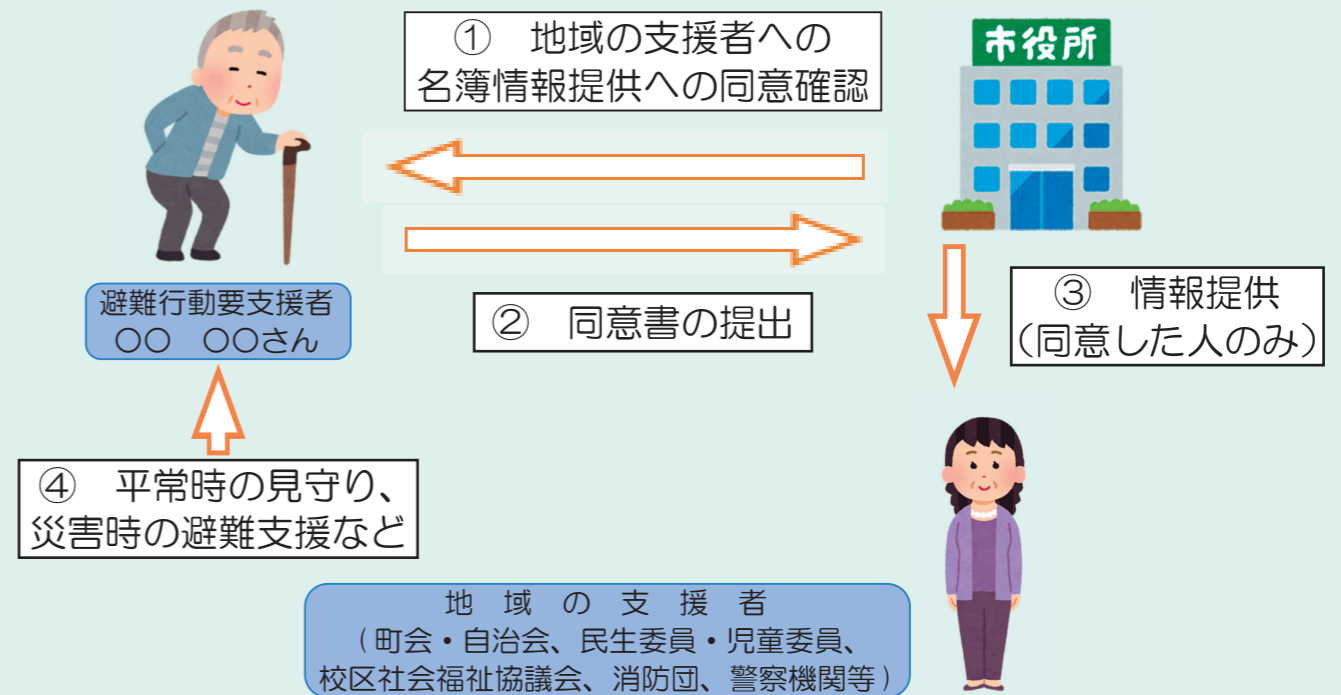
福祉総務課 0725-99-8126

地域の支援者への  
情報提供に同意  
いただいた方へ

## 避難行動要支援者支援事業 個別支援計画で災害に備えよう

### 避難行動要支援者支援事業って？

災害等が発生した際に、自分で避難することが難しい人（避難行動要支援者）が、避難の際に孤立することなく、安否確認や避難支援を可能な範囲で受けられるよう、普段から声かけや見守り活動など地域での体制づくりをおこない、地域の助け合いにより被害を減らそうとする事業です。



### 個別支援計画って？

個別支援計画は、地域の助け合いにより、避難支援が円滑に行なえるよう、避難行動要支援者（あなた）の情報を詳しく記入するものです。



避難行動要支援者  
〇〇 〇〇さん

これまで地域の支援者に  
提供していた情報より  
詳しい

個別支援計画

- <身体状況>
- <避難時の持ち物>
- <家族等連絡先>
- <近隣の支援者>
- <避難支援の希望>
- <避難先の希望> …他

# ①個別支援計画を作るか決めましょう

個別計画の作成は任意ですが、意向確認が必要です。  
作成しない場合でも「個別支援計画作成意向確認書」(黄)を必ずご提出ください。



避難行動要支援者  
〇〇 〇〇さん

作成する場合は  
こちらにチェック

作成しない場合は  
こちらにチェック

個別支援計画作成意向確認書

同意します

趣旨を十分理解した上で、  
同意しません

# ②関係書類を提出しましょう

個別支援計画を作成される方は、「個別支援計画登録書」(ピンク)にご記入ください。記入例を参考に、ご本人、又はご家族でご記入ください。

ご近所で災害時に協力してくれる方がいる場合は、「近隣の支援者の登録について」(緑)を確認してもらい、「近隣の支援者登録書」(青)に署名を頂いてください。



できることに限りがあるけれど、協力しましょう

近隣の支援者の登録について

ご近所の  
〇〇 〇〇さん

個別支援計画登録書  
近隣の支援者登録書

市へ提出

※状況により提出物が異なります。くわしくは、Q&A(A1)をご確認ください。

# ③個別支援計画が地域に提供されたら

作成した個別支援計画は地域の支援者(町会・自治会、民生委員・児童委員、校区社会福祉協議会、消防団、警察機関等)に提供します。

地域の支援者には、この個別支援計画を「まずは避難支援について話し合うきっかけにしてほしい」と伝えています。  
市は地域の支援者に、地域の実情に応じた避難支援の体制づくりをお願いしています。

災害時は〇〇 〇〇さんの安否確認をお願いできますか

左耳が聴こえにくいから右側から話しかけた方がいいんですね

いいですよ

そうなんです



ご近所の  
〇〇 〇〇さん

地域の支援者

避難行動要支援者  
〇〇 〇〇さん

# ④災害に備えておきましょう

災害の状況によっては避難支援が難しくなることもあります。  
また、地域の支援者は避難支援に法的な責任や義務を負うものではありません。  
この計画の作成(提出)とあわせて普段から災害に備えておきましょう。



普段からご近所さんとお付き合いをして、自分のことを知っておいてもらおう

避難行動要支援者  
〇〇 〇〇さん